

特定非営利活動法人 相模原市サッカー協会
個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることにかんがみ、特定非営利活動法人相模原市サッカー協会（以下「法人」という）が保有する個人情報の取扱いについて必要な事項を定める事を目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、または識別され得るものを言う。
- (2) 本人 個人情報から識別され、または識別され得る個人を言う。

(協会の責務)

第3条 この法人は、あらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めると共に、個人情報の保護のための関係機関の規程に協力するものとする。

2. この法人の会員及び加盟団体は、協会事業運営上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。協会を退いた後も、同様とする。

(取扱いの制限)

第4条 この法人は、次に掲げる事項に関する個人情報を取扱ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種及び民族
- (3) 犯罪歴
- (4) 社会的差別の原因となる社会的身分

(個人情報取扱事務の登録)

第5条 この法人は、個人情報を取り扱う事務（個人を検索し得る形で個人情報が記録された文書）又は電磁記録について、個人情報取扱事務登録簿に登録し、当該登録簿を一般の閲覧に供しないものとする。

(収集の制限)

第6条 この法人は、個人情報を収集する時は、あらかじめ個人情報を取り扱う目的（以下「取扱目的」という。）を明確にし、当該取扱目的達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2. この法人は、個人情報を収集する時は、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する時は、この限りではない。
 - (1) 法令の規定に基づき収集する時。
 - (2) 本人の同意に基づき収集する時。

- (3) 個人の生命、身体、又は財産の安全を守るため緊急且つやむを得ない必要があると認めて収集する時。
- (4) 出版、報道、その他これらに類する行為により公にされたものから収集する時。
- (5) 理事会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、事業運営上其の目的達成に支障が生じ、又は公正若しくは円滑な実施を困難にする恐れがあること、その他本人以外の者から収集する事に相当な理由があると認めて収集する時。

3. この法人は、前項第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集した時は、その旨を当該個人情報に係る取扱目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(利用及び提供の制限)

第7条 この法人は、個人情報を収集した時の取扱目的の範囲を超えて当該個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する時は、この限りでない。

- (1) 法令に基づき利用し、又は提供する時。
- (2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供する時、又は本人に提供する時。
- (3) 個人の生命、身体、又は財産の安全を守るため緊急且つやむを得ない必要があると認めて、利用し、又は提供する時。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、理事会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供する時。

2. この法人は、前項第4号の規定に該当して個人情報を利用し、又は提供した時は、その旨及び其の目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(適正な管理)

第8条 この法人は、取扱目的に必要な範囲内で、其の保有する個人情報を正確且つ最新の状態に努めなければならない。

2. この法人は、個人情報の漏洩、滅失、及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理の為必要な措置を講じるよう努めなければならない。
3. この法人は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった個人情報を確実に且つ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(情報の開示)

第9条 この法人は、法人が保有する個人情報に対する当該個人情報の本人から開示の請求があったときは、本人である事を確認の上、それに応ずるものとする。

(自己情報の訂正)

第10条 この法人は、法人の保有する個人情報の事実について、当該個人情報の本人から訂正の請求があり、本人である事を確認し、それに応ずるものとする。

(是正の申出)

第11条 この法人は、当該個人情報の本人から個人情報の取扱について是正の申し出を受けたときは、遅滞なく、当該申し出に係る個人情報の取扱について必要な調整を行った上で、当該申し出に対する処理を行い、その内容を申し出をした者に書面で通知しなければならない。

(委 任)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項（取扱要綱）は、会長が別に定める事ができる。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 24 日から施行する。